

# 相模原市文化財保存活用地域計画

令和 7 (2025) 年 11 月

相模原市教育委員会



# 相模原市文化財保存活用地域計画

## 目 次

### 序 章

第 1 節	計画作成の背景と目的及び経緯	序-1
第 2 節	本計画の位置付け	序-3
第 3 節	計画期間	序-11
第 4 節	計画の進行管理と評価の方法	序-11
第 5 節	本計画における用語の定義	序-13

### 第 1 章 相模原市の概況

第 1 節	自然的・地理的環境	1-1
第 2 節	社会的環境	1-8
第 3 節	歴史的環境	1-18

### 第 2 章 文化財に関する調査

第 1 節	既往の文化財調査の概要	2-1
第 2 節	既往の文化財調査の内容と成果	2-2

### 第 3 章 さがみはら地域遺産の概要

第 1 節	指定等文化財	3-1
第 2 節	未指定文化財	3-5
第 3 節	その他の歴史的・文化的所産	3-9

### 第 4 章 相模原市の歴史文化

第 1 節	相模原市の歴史文化の特性	4-1
第 2 節	相模原市の歴史文化のまとめ	4-3

### 第 5 章 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像と課題・方針

第 1 節	さがみはら地域遺産の保存・活用に関する取組状況	5-1
第 2 節	さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像	5-4
第 3 節	さがみはら地域遺産の保存・活用に関する目指すべき方向性	5-6
第 4 節	さがみはら地域遺産の保存・活用に関する課題	5-7
第 5 節	さがみはら地域遺産の保存・活用の方針	5-10

### 第 6 章 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する取組

第 1 節	取組の考え方	6-1
第 2 節	さがみはら地域遺産の保存・活用に関する取組	6-1

### 第 7 章 さがみはら地域遺産の一体的・総合的な保存・活用

第 1 節	さがみはら歴史文化物語	7-2
第 2 節	文化財保存活用区域	7-27
第 3 節	地域遺産制度の創設	7-30
第 4 節	さがみはら地域遺産ネットワーク	7-31

<b>第8章</b>	<b>文化財の防災・防犯</b>	
第1節	文化財の防災・防犯に関する現状と課題	8-1
第2節	文化財の防災・防犯に関する方針と取組	8-7
第3節	文化財の防災・防犯の連携による体制整備	8-8
<b>第9章</b>	<b>さがみはら地域遺産の保存・活用の実施体制及び推進体制</b>	
第1節	計画の実施体制	9-1
第2節	計画の推進体制	9-4

## 資料編

1	検討組織体制と検討経過	資料編-1
2	指定等文化財	資料編-3
3	調査報告書等文献	資料編-12

## 用語解説

用語解説	用語解説-1
------	--------

## 序 章

### 第1節 計画作成の背景と目的及び経緯

#### 1. 計画作成の背景と目的

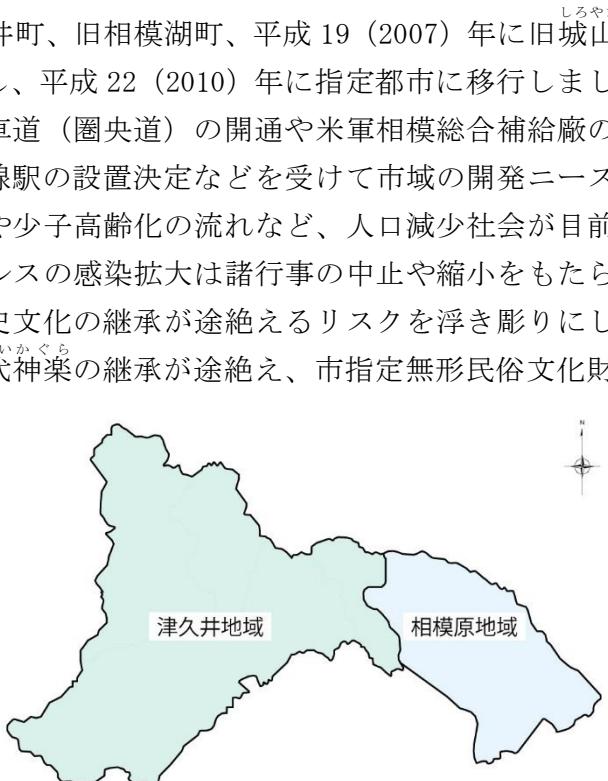
相模原市（以下「本市」という。）は西部に山地、東部に台地が広がっています。市域西部の津久井地域は、関東山地・丹沢山地が広がり、神奈川県立陣馬相模湖自然公園や丹沢大山国定公園を有する自然豊かな地域です。一方、市域東部の相模原地域は、相模野台地と呼ばれるひな段状の台地に市街地が広がっています。これらの豊かな自然が広がる津久井山間部と特徴的な段丘地形をなす相模野台地が、相模原市の歴史の舞台です。

現在の相模原市域に人々が住み始めたのは3万年以上前の旧石器時代で、以降、古代まで相模川や道志川、境川などの河川沿いに人々の活動の痕跡がみられます。中世は津久井城跡などの重要な拠点が設けられました。江戸時代に津久井地域を通る甲州街道が整備され、4つの宿場が設置されました。江戸時代中期に相模野台地の開発が始まり、多くの新田（畑地・薪炭林）が開かれました。人々の往来の増加や生産力の向上により、養蚕・織物などの産業が発展し、俳諧など豊かな地方文化が育まれました。

近代に日本初の近代水道である横浜水道が敷設され、昭和10年代に旧陸軍関係施設が相次いで相模野台地に移されると、軍都として都市整備が進みました。戦後は都市近郊の市街地整備が進み、内陸工業都市として発展するとともに、首都圏のベッドタウンとして人口が急増しました。

現在の本市は平成18（2006）年に旧津久井町、旧相模湖町、平成19（2007）年に旧城山町、<sup>しろやま</sup>旧藤野町<sup>ふじのまち</sup>と合併して市域を大きく拡大し、平成22（2010）年に指定都市に移行しました。本市においては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通や米軍相模総合補給廠の一部返還、橋本駅周辺へのリニア中央新幹線駅の設置決定などを受けて市域の開発ニーズが高まる一方、中山間地域の過疎化の進行や少子高齢化の流れなど、人口減少社会が目前に迫っています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は諸行事の中止や縮小をもたらし、伝統芸能をはじめとする地域独自の歴史文化の継承が途絶えるリスクを浮き彫りにしました。特に、江戸時代から続く番田の神代神楽<sup>ばんだ じんだいかぐら</sup>の継承が途絶え、市指定無形民俗文化財の指定が解除となったことは、伝統文化に関わる市民に衝撃を与えました。

一方、平成30（2018）年の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）改正により、『文化財保存活用地域計画』の作成と文化庁長官による認定が制度化されました。翌年の令和元（2019）年は、『神奈川県文化財保存活用大綱』が策定され、地域ぐるみで歴史文化の保存・活用を推進する法的環境が整備されています。



図序-1 津久井地域と相模原地域

また、社会環境の急激な変化によって引き起こされる様々な課題への対応に当たり、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方を重視する必要性が高まっています。令和5（2023）年6月に教育振興基本計画が閣議決定され、国は令和22（2040）年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針の中に、「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げています。地域全体で文化財の保存・活用を図る上でも、ウェルビーイングの向上に連動させた展開が求められています。

このような背景の中で、本市は令和5（2023）年度から3か年をかけて、「文化財の滅失・散逸等の防止」及び、「地域全体で文化財を保存・活用する」ことを目的とした『相模原市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を作成しました。本計画は『未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～』（以下「総合計画」という。）に掲げる本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、シビックプライドの向上、持続可能な開発目標（S D G s）の達成、ウェルビーイング社会の実現を基本的な取組の方向性として、文化財政策を先導する性格をもつものとしました。

## 2. 計画作成の経緯

本計画の作成に当たって、様々な文化財類型の専門家からなる相模原市文化財保護審議会に意見を聴くほか、多様な観点からの意見を取り入れるため、公募市民、学識経験者、文化財関係団体、文化財所有者、地域振興団体、観光協会、神奈川県、博物館及び市（教育・観光・景観・文化行政）の各分野から構成される相模原市文化財保存活用地域計画作成検討協議会を新たに設置し、計画内容を検討し、意見聴取を行いました。さらに計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映した上で決定したものです。検討の経緯と体制は巻末のとおりです。

## 第2節 本計画の位置付け

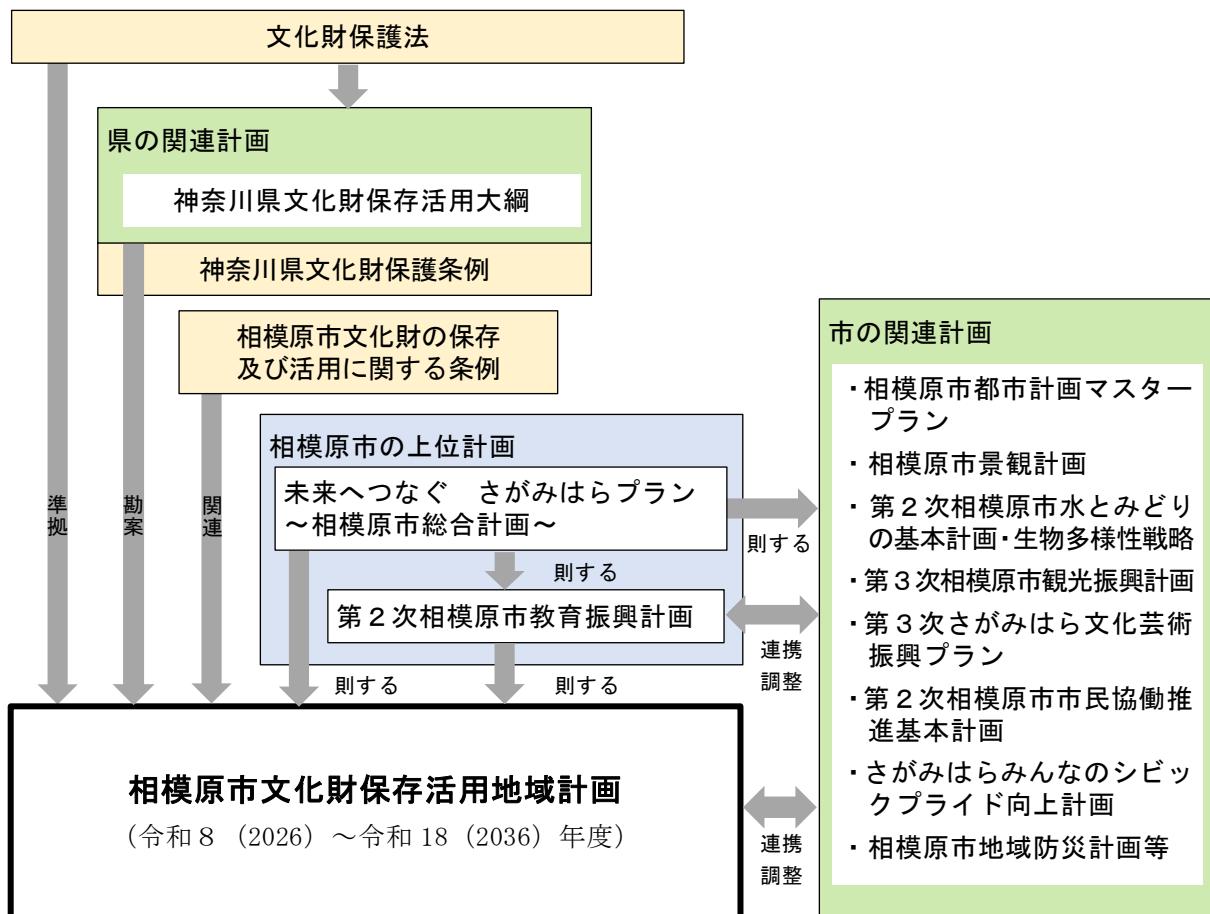
本計画は、本市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画です。そして、地域の歴史文化を形成する多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用することにより、確実に文化財を継承し、文化財を活かした地域振興等に図られるよう作成しました。

### 1. 本計画と他の行政計画との関連

本計画は本市の文化財行政が目指す目標や中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な取組を記載するアクションプランの両方の役割を担います。本市の最上位計画である総合計画に基づき、市内の個別文化財に係る計画の上位計画に位置付けます。

また、本計画は、文化財を活かしたまちづくりや観光振興、担い手の育成などの取組を含みます。本市の他部門の計画（都市計画、観光、市民協働など）と連携・調整を図りながら推進します。

なお、本計画は神奈川県文化財保存活用大綱を勘案して作成しました。



図序-2 計画の位置付け

## 2. 法・条例の概要

### (1) 文化財保護法

『文化財保存活用地域計画』は、法第 183 条の 3 に基づき作成する、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

＜文化財保護法第 183 条の 3 第 2 項＞

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

＜重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第六十条（平成 31 年文部科学省令第 5 号）＞

第一百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保存活用地域計画の名称
- 二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- 三 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
- 四 その他参考となるべき事項

＜文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針

（最終変更令和 7（2025）年 3 月）文化庁）＞

地域の実情を踏まえ、必要に応じて任意で、次に掲げる内容を記載することができる。

- ・関連文化財群に関する事項
- ・文化財保存活用区域に関する事項
- ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

### (2) 神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）

神奈川県内にある文化財のうち、法に基づき国の指定・登録・選定（以下「指定等」という。）された文化財を除き、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるもので、県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。文化財の指定制度により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の指定のほか、文化財保存に欠かせない伝統的な技術又は技能を県選定保存技術として選定し、保存・活用が進められています。

### (3) 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例（平成 12 年相模原市条例第 27 号）

本市内にある文化財のうち、国・県の指定等文化財を除き、市にとって重要なもの並びにその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に貢献することを目的としています。この条例は、

以下のとおり、第5条第1項及び第7条第1項に基づき、有形文化財・無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物に文化財の類型を区分して指定・登録し、保存・活用を進めています。

#### 第5条第1項

- (1) 相模原市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)
- (2) 相模原市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)
- (3) 相模原市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)
- (4) 相模原市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)
- (5) 相模原市指定史跡(以下「市指定史跡」という。)
- (6) 相模原市指定名勝(以下「市指定名勝」という。)
- (7) 相模原市指定天然記念物(以下「市指定天然記念物」という。)

#### 第7条第1項

- (1) 相模原市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 相模原市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 相模原市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (4) 相模原市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (5) 相模原市登録史跡(以下「市登録史跡」という。)
- (6) 相模原市登録名勝(以下「市登録名勝」という。)
- (7) 相模原市登録天然記念物(以下「市登録天然記念物」という。)

### 3. 大綱の概要

#### 神奈川県文化財保存活用大綱（令和元（2019）年11月策定）

『神奈川県文化財保存活用大綱』は、法第183条の2に基づき、神奈川県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定されました。本計画は、県の大綱を勘案して作成しました。大綱における将来像（基本理念）と方向性のほか、県による取組の重点的推進テーマをここに示します。

##### ○文化財の保存・活用に関する基本的な方針

##### 【目指すべき将来像（基本理念）】

文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ

##### 【方向性】

- ア 文化財の価値に関する意識の共有
- イ 県民が共に支える文化財の保存・継承
- ウ 文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり

○文化財の保存・活用を図るために講ずる取組

【重点的推進テーマ】

ア 民俗芸能の保存・活用

- 貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録する「記録保存」の取組。
- 繙承・活性化につなげるため、保存会相互のネットワークの構築を図る。
- 祭囃子など多くの地域に継承されているものは、まず悉皆調査を実施するなど、状況に応じた対応を図る。
- 学校教育の場で民俗芸能の活動に参加する取組を支援し、将来的な担い手となることにつなげていく。

イ 近代の文化財の保存・活用

- 横浜開港以来の日本の近代化を支えた文化財が多く残されており、その状況に応じて調査及び記録を進め、指定など必要な対策を講じていく。
- 明治初期に横浜港周辺における外国人行動範囲を規定した標石もその1つ。

ウ 埋蔵文化財の保存・活用

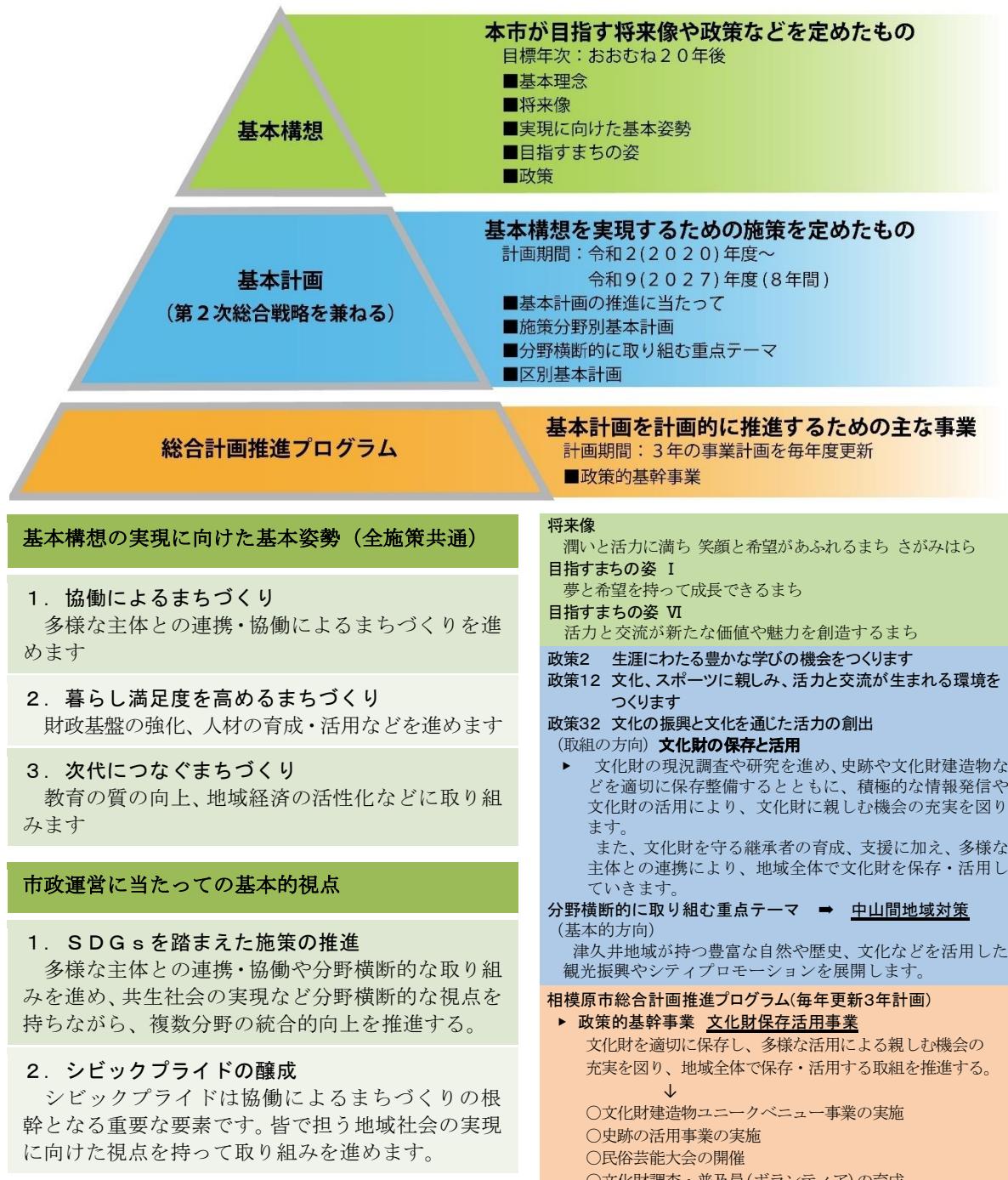
- 増加し続ける出土品（文化財）を適切に保存管理していくための場所の確保及び環境の整備は、喫緊の課題として引き続き検討していく。
- 出土品と発掘調査による成果を活かした、普及活動及び公開・活用を通じて、生涯学習や学校教育の推進に努めていく。

### 3. 上位計画の概要

#### (1) 未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2（2020）年3月策定）

（計画期間：令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間））

社会環境の変化を踏まえ、本格的な人口減少を迎える本市が、引き続き成長と成熟の調和を図りながら、全ての市民にとって安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくための、計画的なまちづくりを進める指針となる計画です。



図序-3 総合計画の概要

## **(2) 第2次相模原市教育振興計画（令和2（2020）年3月策定）**

〈計画期間：令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間）〉

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、本市の教育が目指す方向性を定めたものです。文化財関連施設における学習機会の提供や、文化財の保存・継承の団体支援、文化財の総合的把握や文化財を核とした地域の魅力づくり、市民ボランティアである「文化財調査・普及員」の育成、地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進、文化財の保存と公開活用のための整備に向けた取組について定めています。

## **4. 主な関連計画の概要**

### **(1) 相模原市都市計画マスタープラン（令和2（2020）年3月策定）**

〈計画期間：令和2（2020）年度～おおむね20年後〉

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき、おおむね20年にわたる長期的な都市計画の基本的な方針を定めたものです。県立津久井湖城山公園周辺を「水とみどりのふれあい交流拠点」と位置付けるほか、甲州街道などの歴史や文化を活かした景観づくりなどを掲げています。各区の基本方針に、文化財を地域資源として活かした観光振興や都市公園などの整備と適正管理を示しています。

### **(2) 相模原市景観計画（平成22（2010）年3月策定、令和3（2021）年5月変更）**

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に基づき、景観行政団体である本市が、良好な景観の形成を図るために定めたものです。「豊かな自然や文化と共に栄える美しいまち」を目指すべき将来の景観像とし、歴史や文化を活かした景観形成を進めるほか、小原宿本陣周辺を、観光振興と併せて本陣を中心とした歴史的なまちなみ形成を行う景観形成重点地区の候補地区としています。

### **(3) 第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略**

（令和2（2020）年3月策定）

〈計画期間：令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間）〉

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づく「緑の基本計画」と、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に基づく「生物多様性地域戦略」を一体的に捉え、人々の生活と多様な生物の生息・生育を両立させて次世代に引き継いでいく取組を定めたものです。天然記念物を含む希少生物を保護管理する仕組みづくりや、生息・生育状況の把握、県立津久井湖城山公園周辺を「水とみどりのふれあい交流拠点」に設定することを提示しています。

### **(4) 第3次相模原市観光振興計画（令和2（2020）年3月策定、令和6年3月改定）**

〈計画期間：令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間）〉

本市の都市と自然の魅力を伝えるとともに、様々な資源を個性として際立たせる視点を持って、本市を取り巻く環境の変化に対応しながら、今後の観光振興の方向性を定めたものです。

「ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら」を基本理念に、観光資源としての歴史や文化に触れられる機会の提供方法の磨き上げや、地域資源を活かした他自治体や他機関との連携による取組、地域を深く知り、体験する歴史文化ツーリズムの推進のほか、エリアに合わせた特色ある歴史や文化の観光資源としての活用を示しています。

#### **(5) 第3次さがみはら文化芸術振興プラン（令和2（2020）年3月策定、令和7年3月改定）**

（計画期間：令和7（2025）年度～令和9（2027）年度（3年間））

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に基づき、文化芸術振興の目標や施策を明らかにし、文化芸術振興策を総合的かつ効果的に推進することを定めたものです。同法が規定する「文化芸術」は文化財を含み、市民が誇れる文化財の継承を図るために、文化財の調査・研究や保存・活用を推進し、地域の様々な文化資源を活用し、観光振興や産業振興に向けて取組を進めることとしています。

#### **(6) 第2次相模原市市民協働推進基本計画（令和2（2020）年3月策定）**

（計画期間：令和2（2020）年度～令和9（2027）年度（8年間））

相模原市市民協働推進条例（平成24年相模原市条例第6号）第8条に基づき、協働によるまちづくりの推進を図るため、協働の担い手づくりを重要課題と捉え、地域活動や市民活動を活性化する施策を推進することを定めたものです。この計画に基づく重点施策として、地域活性化事業交付金制度や協働事業提案制度の効果的な運用を図ります。

なお、こうした制度を活用して、市民活動による文化財説明板の設置やパンフレットの作成、文化財建造物の維持管理など、地域住民主体の文化財の保存・活用が進められています。

#### **(7) さがみはらみんなのシビックプライド向上計画（令和4（2022）年3月策定）**

（計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度（5年間））

本市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ち（シビックプライド）を持った“みんな”を市内外に増やすための取組を推進することを定めたものです。豊かな自然や歴史、文化・芸術等の多様な地域資源・観光資源を効果的に活用するとともに、地域住民や団体、市内事業者等と連携し、新たな魅力の発掘と磨き上げ、効果的な発信をすることとしています。

#### **(8) 相模原市地域防災計画（令和6（2024）年5月修正）**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、地域社会の安全及び市民福祉の確保のための取組を定めたものです。文化財が被災しないよう、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行っています。また、地震・風水害等に被災した場合の、状況報告、指示等の行動計画を定めています。

## 5. 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

### (1) 相模原市SDGs未来都市計画(令和2(2020)年8月策定)

総合計画の「目指すまちの姿」を実現するための施策のうち、特にSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に関連深いものを、自治体SDGsの推進に資する取組として具体化したものです。伝統文化の振興や文化芸術を活用した新たな価値や魅力の創造を進めることとしています。

表序-1 文化財に関わりのある項目

持続可能な開発目標 (SDGs)	目標を達成するためのターゲット
<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<b>12 つくる責任つかう責任</b> 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<b>15 陸の豊かさも守ろう</b> 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度の開始とします。本計画は、現行の総合計画（基本計画）が令和9（2027）年度に完了し、令和10（2028）年度から次期総合計画に移行する予定であることから、次期総合計画の作成時期に合わせて、令和9（2027）年度に必要に応じて見直しを行います。また、次期総合計画の計画期間は決まっていませんが、現行の総合計画（基本計画）のもとに位置付けられる総合計画推進プログラムが、3か年の事業計画を毎年度更新していることから、本計画の計画期間を令和18（2036）年度までの11年間として設定します。

なお、見直しの結果、本計画について文部科学省令で定める軽微な変更を行う場合は、当該変更内容について神奈川県及び文化庁に情報提供を行い、以下に掲げる内容の変更を行う場合は、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

### 【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

表序-2 計画期間の設定

計画名	年 度										
	初期		前期			中期			後期		
	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
未来へつなぐ さがみはらプラン ～相模原市総合計画～	基本計画					次期計画（未定）					
相模原市文化財 保存活用地域計画	見直し										次期計画作成

## 第4節 計画の進行管理と評価の方法

本計画は、継続して取り組み着実に実施するとともに、社会状況の変化に適切に対応していくことが必要となります。そこで、本計画の実効性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、P D C A サイクルによる進行管理及び効果等検証を行います。

進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づき毎年度実施している教育委員会点検・評価とともに、文化財保護審議会に進捗状況を報告し、意見を聴きます。

本計画に掲げる目標の達成に向かって、計画が適切に実行されているかを定量的に評価するため、文化財の調査・保存・活用・体制の4つの観点から評価指標（K P I：重

要業績評価指標)を次のとおり設定します。これにより、成果指標に基づく公平な評価が期待できます。また、業務を遂行する関係者の意思統一が図りやすくなるとともに、成果達成に向かってモチベーションやパフォーマンスの向上につながります。なお、評価指標の設定目標値の完了時期は、令和 18 (2036) 年度とします。



表序-3 評価指標の設定

観点	評価指標 (KPI)			
調査	文化財調査報告書の年間刊行数			
	文化財の調査が継続的に進められ、その保存・活用が図られるように、調査成果が公開されているかを見る指標。 目標設定の考え方は、令和 6 年度の文化財保護課の学芸員体制 4 人で報告書刊行数が 4 本であることから、年間平均 1 人 1 本を標準として設定。			
	基準値	中間目標値 (2 期)	中間目標値 (3 期)	最終目標値 (4 期)
	4 本	平均 5 本	平均 5 本	平均 5 本
保存	文化財指定登録件数			
	文化財調査に基づき、国・県・市の文化財として指定や登録による保護の措置が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、令和 4・5 年度の新規指定等が各 2 件であることから、年間平均 2 件を標準として設定。			
	基準値	中間目標値 (2 期)	中間目標値 (3 期)	最終目標値 (4 期)
	180 件	190 件	196 件	202 件
活用	文化財活用事業の満足度 ※総合計画の成果指標と整合			
	文化財に親しむ機会の充実が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、文化財の魅力発信や文化財活用事業の充実による効果を見込み、目標を設定。			
	基準値	中間目標値 (2 期)	中間目標値 (3 期)	最終目標値 (4 期)
	53.0%	60.0%	63.0%	66.0%
体制	文化財事業へのボランティア参加者数 ※総合計画の成果指標と整合			
	地域全体で文化財の保存・活用が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、過去の推移や文化財活用事業の充実による効果を見込み、目標を設定。			
	基準値	中間目標値 (2 期)	中間目標値 (3 期)	最終目標値 (4 期)
	1,155 人	1,204 人	1,225 人	1,246 人

※活用と体制の基準値は、総合計画の中間目標値（令和 5 年度）に基づく。なお、次期総合計画の策定内容によっては必要により変更する。

## 第5節 本計画における用語の定義

はじめに、本計画の対象とする「文化財」や「さがみはら地域遺産」などの用語について整理します。

### 歴史文化

文化庁の『「歴史文化基本構想」策定技術指針』(平成 24 (2012) 年文化庁文化財部策定) は、「歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境のことである。」と定義付けています。

本市の文化財の特色は、地域の人々の暮らしの中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたもので、地域の歴史文化の背景に沿って、文化財の類型を超えて、相互に関連して地域に根付いて存在していることです。本計画は、文化庁の定義する歴史文化を基本とし、本市の歩んできた歴史とその所産に加え、地域のアイデンティティとなる歴史の中で育まれた文化的要素を含め、これらを包括する概念を「歴史文化」と定義します。

### さがみはら地域遺産

歴史文化に関わる全ての有形・無形の所産と、これらを取り巻く周辺の環境からなる歴史的・文化的所産を「さがみはら地域遺産(略称「地域遺産」)」と定義し、これを計画対象とします。さがみはら地域遺産は、次に示す「文化財」と「その他の歴史的・文化的所産」が該当します。

#### ▶文化財

文化財は、我が国及び本市の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。法は、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義します(表序-4)。また、埋蔵文化財(法第92条)と文化財の保存技術(法第147条)も保護の対象としています。

本計画では、法に基づく6類型の「文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)」に「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」を加えたものを「文化財」と定義します。

表序-4 法における文化財類型の内容

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

記念物	貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

### ▷指定文化財

文化財の中で特に価値が高く、重要なもののうち、法令に基づき国または県、市により指定され、恒久的な保護措置を図られている文化財を「指定文化財」と定義します。

### ▷登録文化財

登録文化財は、従来の「指定」文化財制度を補完して、幅広く文化財を保護するために、平成8（1996）年の法改正により創設されました。当初は建造物を対象としていましたが、現在は無形文化財や民俗文化財、記念物も対象としています。

本市は平成12（2000）年の条例（昭和32年相模原市条例第27号）の全部改正により、条例第2条で定める7つの文化財類型にわたり、市独自の登録文化財制度を設け、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための取組が特に必要とされるものについて登録し、保存及び活用を図っています。

### ▷指定等文化財

指定等文化財は、指定文化財、登録文化財のほか、国による選択、国・県による選定の文化財を含みます。選択は、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」があり、選定は国の「重要文化的景観」、「重要伝統的建造物群保存地区」、「選定保存技術」と県の「選定保存技術」があります。

### ▷埋蔵文化財と文化財の保存技術

土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。なお、文化財の保存技術のうち、保存の取組を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として、その保持者や保存団体を認定する制度が法・神奈川県文化財保護条例に設けられています。

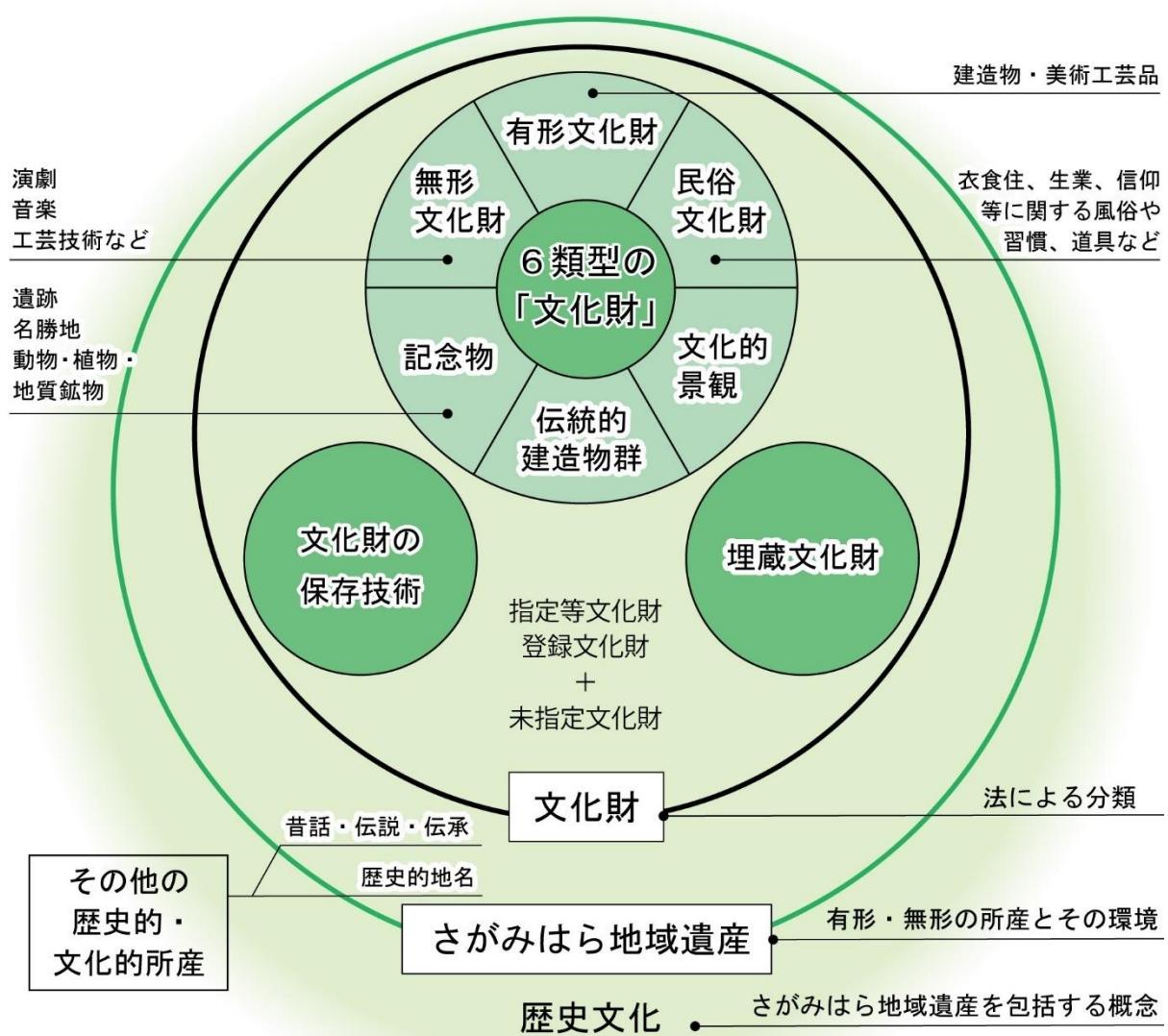
### ▷未指定文化財

文化財的な価値が高くとも、限定された地域や集団のみで認識されているために価値が定まっておらず、未指定となっている貴重な文化財が存在すると推測されます。また、時代を経て将来的に文化財として価値を持つようになることもあります。

このように文化財としての価値付けが国・県・市等において行われておらず、法令に基づく保護措置がとられていない文化財を「未指定文化財」と定義します。

### ▶その他の歴史的・文化的所産

昔話・伝説・伝承や歴史的地名など、法や条例における「文化財」として類型化されていませんが、「文化財」の存在に間接的に関わるため、地域で大切に守るべきもの、語り継がれていくべきものを「その他の歴史的・文化的所産」と定義します。



図序-5 「さがみはら地域遺産」の概念図